

平成22年国勢調査関係者会議

国勢調査と個人情報保護法について



平成19年10月31日
内閣府国民生活局
個人情報保護推進室

1. マンション管理団体の方々と個人情報保護法の関係(概要)
2. 国勢調査と個人情報保護法との関係について

1. マンション管理団体の方々と個人情報保護法の関係(概要)

個人情報保護法の背景

IT社会の急速な進展

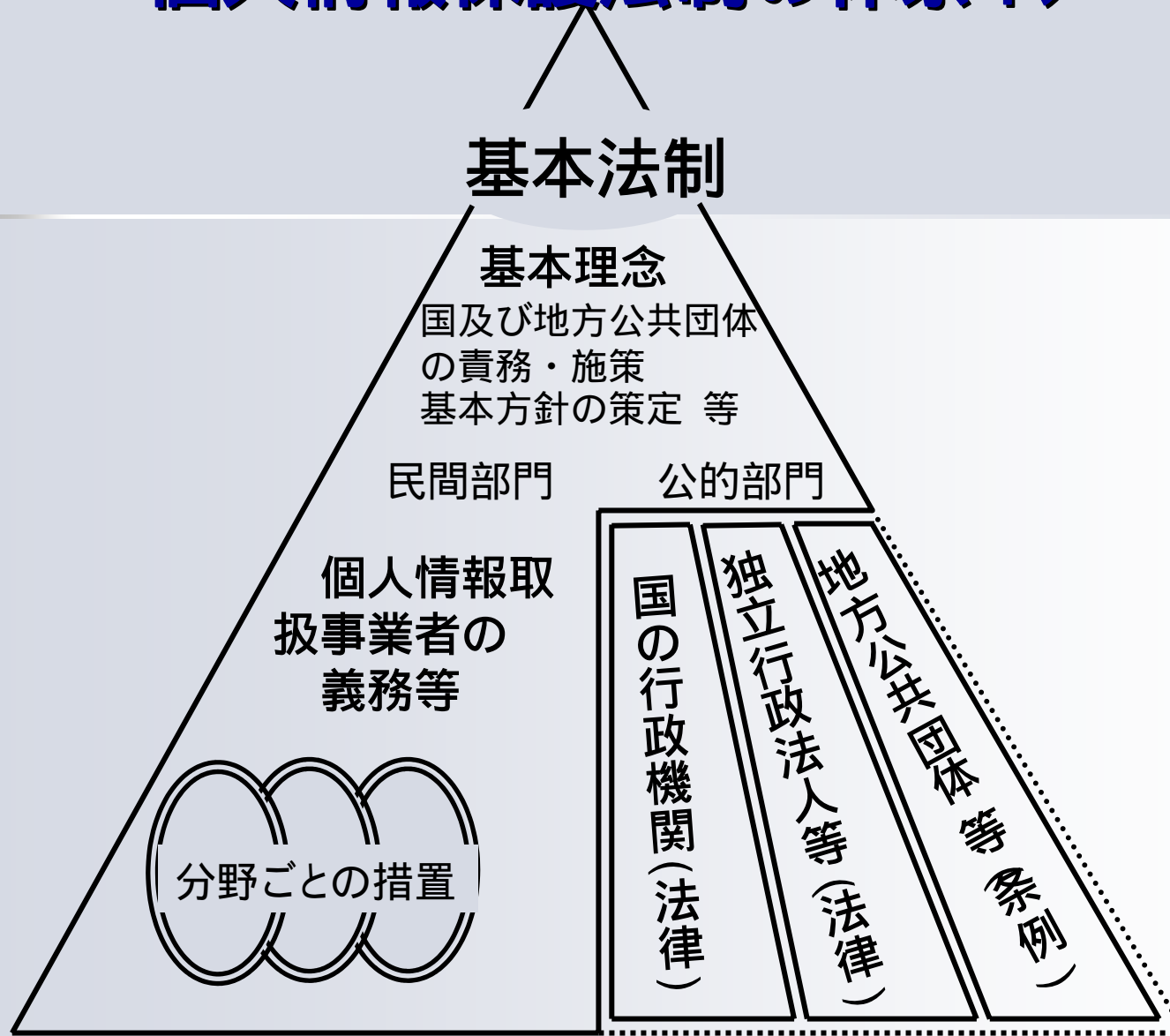
IT社会の影
個人情報の不適正な取扱い



個人情報の保護に関する法律

平成15年5月30日成立
平成17年4月1日全面施行

個人情報保護法制の体系イメージ



マンション管理団体等は、個人情報保護法の義務規定の対象になるか。

個人情報保護法第2条、施行令2条

「個人情報取扱事業者」とは、

個人情報データベース等を事業の用に供している者であり

事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報数が、過去6か月以内に5,000を超えたことがある者

事業者の遵守すべき個人情報の取扱いのルールについて

個人情報

(生存する個人に関する情報で
特定の個人を識別可能なもの)
(第2条第1項)

個人情報データベース等

(検索できるように体系的に構成したもの)
(第2条第2項)

コンピュータ
処理情報

+

マニュアル処理
情報

(個人情報を一定の規則
に従って整理し、目次
索引等を有するもの)

基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。(第3条)

一般 私人(事業の用に供しない者)

第4章 個人情報取扱事業者の義務

- ・ 利用目的による制限(第16条)
- ・ 適正な取得(第17条)
- ・ 安全管理措置(第20条)
- ・ 第三者提供の制限(第23条)
- ・ 開示・訂正・利用停止(第25-27条)
- ・ その他

小規模事業者

(事業の用に供する個人データによって識別される人数が5,000()以下の者)

2. 国勢調査と個人情報保護法との関係

本日の主題

マンション管理団体の方々が、居住者に関する情報を国勢調査等の調査員に提供することは、個人情報保護法23条に定める第三者提供の規定に抵触しないか？

抵触せず、提供は認められる。

1. 「個人情報保護に関する法律」第23条第1項では、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」とされているが、同項第1号から第4号に該当する場合は本人同意原則の例外として認められている。

2. 指定統計調査の実施に際し、調査員が管理人の方などに、その世帯の居住の有無の確認、居住する方の氏名などをお伺いするなどの協力依頼を行うことは、統計法第17条(新法第30条)に基づく協力依頼であり、個人情報保護法23条1項1号に定める「法令に基づく場合」にあたり、本人の同意なしに情報提供が認められる。

(参照条文)

個人情報保護法

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

……

統計法

(指定統計調査の実施に対する協力)

第17条 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

(ご参考) 個人情報Q & Aより

Q16: 統計調査については、個人情報保護法があるのだから、個人情報に関することは答えなくてもよいですか。

A16 :

- 国勢調査や労働力調査をはじめとする指定統計調査については、個人情報保護法とは別に、統計法(第5条)によって申告が義務付けられています。
- なお、指定統計調査で得られた情報(人、法人又はその他の団体の秘密に関する事項)については、統計法により、関係者に守秘義務が課されており、保護されます。

(ご参考) 個人情報相談ダイヤル・ メールボックスに寄せられた疑問等(例)

(マンション管理組合の方から)

- 住民台帳の見直しをしようと思うが、作成は困難だろうか。

本人の同意を得る等の手続きを踏むことが円滑な作成に有益。